

令和3年3月11日
長崎市議会議員
五輪 清隆

令和3年2月議会「代表質問内容」抜粋

今議会は「新型コロナウイルス感染症」対策に伴い、個人質問は行わず6会派代表の質問となり市民クラブを代表して90分の質問を行いました。

1. 市長の政治姿勢について

1) 人口減少対策

(質問)

2020年の日本人の人口移動報告で、長崎市の転出超過数が2025人で市町村別の統計で全国ワースト2位となり2019年より747人改善されているが、人口減少の大きな要因は自然減で出生者数減少する中で、いかに維持・増加させる対策を行うことが重要と思うので他都市にない大胆な施策として「出産祝い金制度」創設の考えはないのか伺います。

(答 弁)

ご提案の出産祝い金の創設は、全ての方を対象とするには多額の財政負担がかかることから難しいと考えるが、経済的に余裕のない若い世代に対象を絞り込むなど工夫することで、子育てに係る経済的負担の軽減や、子供を持とうとするきっかけにつながるのではないかと考えています。

出生数の回復につなげるために、他都市のほない大胆な施策を実施することは大変重要と考えています。

2) 新たな文化施設の進捗

(質問)

長崎市は令和2年1月に「新たな文化施設」を現市庁舎跡地に建設することを決定され、昨年基本構想をもとに基本計画の策定に着手しているが建設計画のスケジュールと建設費用を示して下さい。

(答 弁)

基本計画を今年の秋を目標に策定し、令和4年度から5年度にかけて基本設計・実施設計を行い、新市庁舎の完成、移転後に現市庁舎の解体及び跡地の埋蔵文化財調査後に新たな文化施設の建設工事に着手して、建設工事に2年程度を見込んだ場合、令和8年度中の完成を予定しております。

建設費用は、平成28年9月時点では38億2千万円と示していますが、基本計画を策定で建設資材費や労務単価がさらに高騰し高い水準となっています。基本構想で取りまとめた必要な施設機能や規模や市内のホール型施設の利用状況を踏まえ、ホールを1200席程度とし、リハーサル室や練習室などの整備を行った場合、建設費がさらに増えることが見込まれます。

2. 「新型コロナウイルスワクチン接種」について

(質 問)

市民の皆さんの一番の関心は「ワクチン接種」です、政府は感染症の発生を予防し、死亡者や重症者を出来る限り減らし、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の「切り札」として、多くの国民の皆さんに接種が受けられるように準備が進められていますが、現在は国からのワクチンの供給量など不透明な状況であるが、市民の皆さんは、いつから接種できるのか、一方では副反応が怖いから接種しない・接種した方の状況を見てから判断する方もいますが、現時点での接種スケジュール・接種場所・対象者数・市民の皆さんへの周知方法と課題について伺います。

(答 弁)

ワクチン接種は、国による医療従事者への先行分が2月17日から、県による長崎市内の医療従事者約22,000への優先分が3月8日から既に開始されています。

その後、長崎市が調整主体となり昭和32年4月1日以前に生まれた65歳以上の高齢者135,000人、基礎疾患のある方、高齢施設等の従事者、60～64歳の方、それ以外の方の順に合計約33万8千人の市民の方に無料で2回の接種を受けて頂く予定となっています。

現時点の情報では、国からのワクチンの供給が限られていることから、65歳以上の高齢者の接種は4月中旬から限定的にスタートし、十分な量のワクチンが供給され次第、本格的に実施していく予定となっています。

ワクチン接種に必要な接種券は、ワクチンの供給量を勘案しながら適切な時期に速やかに配布する予定です。接種が開始する際には、医療機関などに予約して接種を受けて頂くことになります。

64歳以下の基礎疾患のある方は、接種券に同封する案内で、ご自身の病状などが該当するかを確認し医療機関に相談のうえ接種となります。

接種方法は、長崎市医師会等と協議を行い病院・診療所による個別接種を基本としながら、高齢者入所施設や離島などでの実施、更には集団接種も補完的に実施することで具体的に検討しています。

市民の方への周知・広報は2月26日に専用のコールセンターの設置やホームページや各種媒体を活用しながら多くの市民の皆様が接種できるように取り組んでいきます。

(再質問)

ワクチン接種は、医学・薬学の専門的な内容であることから、市民の皆さんの理解を深めるため、大学などの専門家によるわかりやすい情報の発信をしたらどうか。

又、市民の皆さんに対する情報発信はホームページだけではなく、わかりやすいチラシ等の紙媒体で行う必要があるのではないかと。

(答 弁)

専門家による情報発信は、市民の皆さんの理解を深めるために大変有意義と考えますので、日本ワクチン学会の理事を務める、長崎大学の森内教授に協力をいただき、ワクチン接種に関する様々な疑問に答えていただき、広報ながさき4月号や長崎市ホームペ

ージで内容を紹介することになっています。

又、紙媒体での情報発信も重要ですので、公共施設、民間施設や医療機関等でチラシやポスターを掲示することで正しい知識に基づき接種が行えるように取り組んでいきます。

3. 「長崎のもぎき恐竜パーク」について

(質 問)

「長崎のもぎき恐竜パーク」は、野母崎地区・長崎半島の活性化と観光の振興を目的に、恐竜博物館の開館に合わせ、田の子地区に恐竜広場やインフォメーションセンターを新たに整備し、文化センター・軍艦島資料館・体育館などの施設を1つにまとめ、学習・文化・スポーツ・地域交流の場を一体的に提供する施設として期待していましたが、長崎市は令和3年1月7日までを期限として、「長崎のもぎき恐竜パーク」を指定管理者候補者の公募を行いました。公募がなかったことから、2月15日から再公募を行っていますが、1回目の公募に対して指定管理者の参加が無かった理由と今回の再公募で見直された内容を伺います。

(答 弁)

公募の説明会に参加されていた事業者にアンケート調査を行い、公募がなかった理由として市中心部から距離がある野母崎地区に誘客するためのプロモーションを考慮すると、指定管理委託料の上限が低かったこと、恐竜パーク全体を一体的に運営するにあたり、構成施設ごとの制限等があり、効果的な提案がしづらかったこと、恐竜博物館の企画展の開催回数やコロナ禍での運営に対する意見がありました。

見直した内容は、恐竜パークの立地等を考慮し集客を強化するためプロモーション経費の見直し、指定管理委託料の上限の設定を恐竜パーク全体の上限枠内で、応募者の裁量により構成施設ごとの収支の提案を可能にし、恐竜博物館の企画展示の開催回数を毎年度2回以上としていたところを見直しました。

(再質問)

先日の議会運営委員会で6月議会の招集日は6月11日で最終日が6月30日を予定していると説明があったが、指定管理の開始は7月1日となっているが、6月議会終了後に指定管理者との協定締結行うとなると、7月1日からの指定管理の開始はできないのではないかと。

(答 弁)

現在のスケジュールでは、5月中旬までに指定管理の候補者選定を行い、6月議会に恐竜パークの運営にかかる指定管理者の指定議案を提案することとしていることから、議会日程を考えると大変厳しい日程になるものと思っていますので、今後、議会とも相談させていただきながら指定管理のスタートが円滑に行えるように進めたいと考えています。

4. 「出島メッセ長崎」について

(質 問)

今年11月に予定されています「出島メッセ長崎」の開業まで約7か月となりましたが、市民の方には、いまだに必要性を感じない・新型コロナウイルス感染の影響で利用者はいるのか等の心配する声もありますが開業後の MICE 誘致状況および一般市民の皆さんに見学会は行わないのか伺います。

(答 弁)

出島メッセ長崎の誘致状況は、年間61万人の利用者目標に対して2月末の到達目標値の65.5%で今後も大学や経済界と連携して誘致活動を行っていきます。

11月1日に交流拠点施設として記念式典を予定していますので、式典終了後に広く市民に開放する予定です。

5. 「長崎市もみじ谷葬祭場の建て替え計画」の進捗

(質 問)

昨年2月議会の本会議で「長崎市もみじ谷葬祭場の建て替え計画」について質問を行い、計画を具体化するために、庁内に検討チームをつくり今後のスケジュール・規模・機能・建設時期・候補地などについて考え方を示す基本構想を令和2年度中に着手し、令和3年度中に策定したいと答弁されていますが、1年間経過した中での検討内容と今後のスケジュールについて伺います。

(答 弁)

令和2年6月から庁内の関係課長および火葬場の利用について広域連携している長与町・時津町も参加して「もみじ谷葬祭場建て替えに向けた検討会議」を立ち上げ、これまで2回開催して課題を整理し、新しい火葬場の在り方・求められる機能について協議を行っています、検討会議で出た意見を情報共有して基本構想の作手に向けた全庁的な協議を行っています。

基本構想は、もみじ谷葬祭場の施設の現況や火葬件数、建替えの必要性、将来の火葬需要、必要となる火葬炉数、建替えに当たっての基本的な考え方、建替え時期、建設適地などを盛り込むことにしています。

6. 「老朽危険空き家」について

(質 問)

全国で急増する空き家が大きな社会問題になっています、空き家率の増加は、防犯をはじめとする居住環境の低下をもたらす一方、上下水道などのインフラ整備やごみ収集等の行政サービスの効率を悪化させるなど、自治体の財政逼迫の大きな要因になることも指摘されています。

「老朽危険空き家」の周辺の住民の方々は危険との隣り合わせで、台風の時など怖く

てたまらないとの意見を聞いていますが、長崎市内に「老朽危険空き家」は何件あって、どのように対応しているのか伺います。

(答 弁)

老朽危険空き家は、現在までに435件把握しており、これまでに除却費補助金や対策事業により230件を解決し、市の指導による自主解体19件で249件が解体や修繕で解決しています。

今後も老朽危険空き家の除去に向けて、引き続き補助制度の活用などにより除去を促すなど指導を行うとともに、改善がなされない場合は空家特措法に基づく「勧告」「命令」「行政代執行」も視野に入れて対応していきます。

7. 「廃校になった学校の備品活用」について

(質 問)

令和元年9月議会で「廃校になった学校の備品活用」で廃校になった学校には多くの備品があると思われるので、活用していない備品を地域に貸与できないかと質問を行い、教育長より学校や教育委員会等で活用できなかった備品等については、売却または廃棄することになっていますが、公益上の必要に基づき、他の地方公共団体や自治会などの公共的団体などに譲与することが出来る旨、規定されていることから、譲与する場合のルール等を整理し、さらなる有効活用が図られるよう検討すると答弁がっていますがその後の検討結果を伺います。

(答 弁)

地域の団体に備品の譲与等を行う際のルールを整理しました、具体的には不要となった備品のうち「耐用年数が経過していること」かつ「財産価値を有しないこと」を譲与の対象物品とした上で、譲与の条件として①管理は譲与先で適切に行うこと②私的な利用を行わないこと③売却等により不当な利益を得ないこと等について、理解をいただいた上で譲与を行うことにしています。

今後とも整理したルールに沿い、自治会などの地域の団体から申し出があった場合には対応していくとともに、必要に応じて地域の団体にも声かけをしながら不用品の有効活用を図っていきます。